

第 2 8 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和 6 年 6 月 2 4 日（月）
開 催 場 所	法務省 1 7 階 会計課会議室
出 席 委 員	諏 訪 雄 三（共同通信社編集委員兼論説委員） 田 中 早 苗（弁護士） 柳 川 重 規（中央大学法学部教授）
審議対象期間	令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月
審議対象契約	一般競争契約 4 2 9 件 随 意 契 約 4 4 件
重点審議案件	一般競争契約 7 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主 な意見・質問そ れに対する回 答等	別紙のとおり
意 見 具 申 等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。 令和 5 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）につ いて、特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
1 「検察総合情報管理システム運用管理支援業務の請負一式」 (一般競争入札) 契約金額 316,910,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 本件業務請負と、検察総合情報管理システム業務アプリケーション保守業務の請負について、一括調達をしておらず、それぞれで調達している理由はなにか。 【田中委員】 結局は一者応札になっているが、その理由はどのように分析しているか。	(回答) 本件契約は検察総合情報管理システムにおける業務アプリケーションとグループウェア双方の運用管理支援業務を調達するもので、「検察総合情報管理システム業務アプリケーション保守業務の請負」は、業務アプリケーション保守業務のみの保守契約である。本件はシステムの間合せ対応、システム監視が主たる業務である一方、保守業務は業務アプリケーションの改修や障害発生時の復旧対応が中心であり、このシステムや検察業務に対する深い知識・理解が必要である。この点が入札時の参入障壁となるため、運用管理支援業務と、専門性の高い保守業務を分けることで、特に前者について、より競争性のある入札を実現することが可能となると考えている。 運用管理支援業務の仕様書をダウンロードした業者から、入札に参加しなかった理由を聴取したところ、運用管理支援業務であっても専門性が高く、履行できるかどうかのリスクが高いためという回答があった。他社が開発したアプリケーションの保守・運用管理

【柳川委員】 今後応札可能な業者を増やすための工夫は何かしているか。	に対する技術的なハードルが高いことも一因と考えている。 刑事手続のD X化に備えて、システムを改修する予定である。今のシステムが複雑であるという指摘もあるため、改修に当たっては、複数業者が入ってこられるようなシステムに変えていく必要があると考えている。
2「若年層を対象とした人権に関する学びを通じた人権擁護委員制度の周知・広報用動画の制作・配信等業務の請負一式」 (随意契約) 契約金額 12,650,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 当該契約に必要な条件は何か、他の者が必要な条件をどうして満たさなかったのか。 【諏訪座長】 今後も Youtube での啓発を続けるのか、その他の SNS などにも派生させて周知活動を行うのか、今後の戦略はどう考えているのか。また、本件契約額であれば本来一般	(回答) 若年層における人権擁護委員の認知度向上のため、インフルエンサーに求める条件として、若年層を対象としたクイズの出題解説等の動画を配信する専用 Youtube チャンネルを有していること、全小中高生の 1 割程度となる 125 万人以上のチャンネル登録者数を有すること、保護者にも視聴を推薦してもらいやすい知的な動画配信を行っていることを条件としたところ、本件契約の相手方以外見当たらなかったためである。 今後は、今回の動画の再生数なども考慮して継続の可否を検討しつつも、動画配信に限らず様々な方策も視野に入れ、より効果的な周知の方策を検討

競争入札とすべきところだが、同じ企画に する場合、同社と随意契約となるのか。	する予定であり、その方策によっては、 企画競争入札などを行う必要があると 考えている。
3 「静岡刑務所及び笠松刑務所における作 業、職業訓練、教育、分類及び収容関 連サービス業務の業務委託 一式」 (一般競争入札) 契約金額 4,686,650,901 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 民間委託を行ったことによる効果につ いて、また、契約額が高額となっている理 由について説明いただきたい。 【諏訪座長】 民間委託を行ってコスト削減につなが っているのか。また、民間参入の現状と今 後の参入促進のための方策について説明	(回答) 本件事業は公共サービス改革法の対 象事業であり、規定により有識者や総 務省の事業評価を受けているものであ るが、職業訓練科目及び教育プログラ ムの充実、就労支援策の実施など、民 間事業者のノウハウ等が業務の質の向 上に貢献したと評価されている。 契約額が高額となっている理由は、 通常、単年度の業務委託が一般的であ るが、刑務所における業務の中には、 長期間その運営を委託するものがある ところ、本件についてもこれに該当す るためである。 また、契約額が予定価格と近似の金 額となった理由としては、初回の入札 金額と、予定価格に乖離があったため、 複数回（17回）の再入札を経て、落 札となったことが挙げられる。 コスト削減の点については、総務省 の事業評価において、民間委託前に比 べて費用削減効果ありという評価を受

いただきたい。 【柳川委員】 給食事業と教育（職業訓練）事業をまとめる理由はなにか。 【諏訪座長】 各地域で教育事業を展開する業者もあるため、そういったところが参入しやすくする努力として給食事業と教育（職業訓練）事業を分けるなども検討すべきではないか。	けている。 民間参入の現状については、入札説明会では3社参加があった。給食事業を行う業者は多い一方、刑務所で実施している教育や職業訓練を行う業者が限られている。 民間参入を促進するため、入札前に複数の業者に対し、入札参加の呼びかけや、刑務所の紹介などを行っている。 サービスの質・コストの観点から給食事業と教育事業をまとめて民間委託をすることにメリットがあると考えているためである。 給食事業と教育事業を分けて入札することについては、地域性などを踏まえながら今後検討していきたい。
4「多機能無線システム一部移設及びアンテナ一部増設契約」 （一般競争入札） 契約金額 18,700,000 円 支出負担行為担当官 新潟刑務所長 （質問等） 【総論的質問】 一者応札で落札率が100パーセントであり、予定価格が漏れたのではないかという疑いを持ってしまうが、調査等はしたのか。	（回答） 予定価格の積算については、応札業者を含めた3者から提出のあった参考見積とインターネット等の市場価格調査の中から、項目ごとに最も安価なものを抽出して行ったものであるが、予定価格の積算は業者とやりとりのある

【総論的質問】 既存設備を設置した業者と今回の落札業者が同一であるとのことだが、一部増設にかかる期間として、既存設備を確認できる余裕をもった期間を設けていたのか。 【田中委員】 落札業者は東京都内に本社がある企業であるが、新潟県内の地元の企業が参入するのは難しい案件なのか。	現場の担当者とは全く別の担当者が行ったものであり、情報が漏れたことはない。 参考見積から、企業努力により価格を下げた結果が入札価格となったものである。 公告期間については5 1 日間を確保し、現地調査する機会を設けているほか、工期についても約2 か月間を確保しており、また作業内容もシステム構築など時間を要する作業が含まれているものではないので、いずれも適切であったと考えている。 今回の調達案件はアンテナの移設と設置であり、機材自体の汎用性も高く、システム構築などもないので、地元の業者でも対応可能であったと考えているが、金額が大きいので、中規模から大手の業者の方が参入しやすいという面はあるかもしれない。
5 「指紋認証ゲートと顔認証ゲートの統合に向けた調査・検証等 一式」 (随意契約) 契約金額 34,650,000 円 支出負担行為担当官 出入国在留管理庁次長 (質問等) 【総論的質問】 本件が随意契約となっている理由はないか。	(回答) 入札とする場合には、現在も稼働している顔認証ゲートの不正利用対策を広く一般に開示することが必要となるところ、これが悪用された場合、出入国審査業務に著しい支障を来すことから、入札とすること自体が困難である

【総論的質問】 J－B I Sの開発事業者が自ら検証作業をしては検証の意味をなさないのではないか。一般に開発の成果物を法務省に渡す前に、開発事業者は稼働するか点検作業を行って譲渡しているはずで、同じ開発事業者が検証作業をせざるを得ないなら検証作業が無駄になるのではないか。 【諏訪座長】 本件は役務案件であり、費用のほとんどが人件費となると思うが、この契約金額は適正と考えているか。 実際の作業を確認し、適正な人件費となっているかの事後検証をしていくべきではないか。	と判断したためである。また、業務の実施に当たっては、顔認証ゲートの実機を用いる必要があるところ、本作業による実機の運用中断は許容できないものであり、現行の顔認証ゲートと同等の環境が用意できるのは当該契約業者だけであることから、随意契約としたものである。 指紋認証ゲートと顔認証ゲートの統合の構想はいずれも開発時には想定されていないものであり、本件調達は別々のゲートを統合することにより生じる課題や懸念事項について調査を行うものである。本件調査のあとに、実際の統合作業を別途入札することとなる。 デジタル統括アドバイザーの意見を踏まえて予定価格を作成しているほか、類似案件と比しても適正な人件費となっていると考えている。人件費の適正さを事後検証できるような方策を検討していきたい。
6「カラー複合機交換及び保守契約」 (一般競争入札) 契約金額 8,231,909 円 支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札・低落札率となった理由はなにか。	(回答) 一者応札となった理由については、開札日から納入までの期間が23日と短く、その納期までに複合機4台を準備することが困難だったという業者からの意見があった。今後は履行期間の

【柳川委員】 1 台当たりの本体価格が同種の案件に比べて安すぎるのではないか。	確保等に努めるよう、関連官署に指導していきたい。 低落札率となった理由については、保守料金による収益を見込めるため、本体価格を安く設定するなどの業者の経営戦略と思われる。 本体価格が安価となった原因については ① 印刷速度などの仕様・性能の差 ② 使用予定枚数から算出する保守料で収益が見込めるため、確実に落札できるよう本体価格を安く設定するといった業者の経営戦略・企業努力 ③ 電子調達システムを用いての入札であり、競争相手が見えないことにより競争性が働いたという入札効果 が主な理由であると考えている。
7 「登記・供託オンライン申請システムの運用・保守業務の請負 一式」 (一般競争入札) 契約金額 1,483,900,000 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 (質問等) 【総論的質問】 一者応札であるが、他の事業者が参入する余地は本当はないのか。ないのであれば、契約額を引き下げるなどの工夫はしていないのか。	(回答) 本件の仕様については、特定業者しか参入できないような特別の制約は設けておらず、この点はデジタル統括アドバイザー等にも確認済みである。稼働中のシステムを安定稼働させながら、運用業務やアプリケーション保守業務を行う場合には、システム的设计や連携システムとのインターフェース

【田中委員】 本システムの運用・保守業務は、今までも同一事業者が行っているが、他の事業者が落札した場合における引継期間が契約日から起算して短期間の設定であることも、一者応札の原因の一つではないか。	等を精査し、工数等を把握の上、経費積算が必要であるところ、現行の受注業者以外の業者が参入する場合、相応のコストを要することとなるため、これが、他の業者にとって参入の障壁となると思われる。 また、本調達に際しては、国庫債務負担行為を活用して、複数年契約を行うなどして、これまでも経済性を確保している。 今後、調達を行う際には、引き続き、作業内容や工数実績を開示するなどし、一者応札の解消に努めていきたい。 御指摘を踏まえ、引継期間の設定については、次の運用・保守業務契約の際には仕様を早めに固めるなどして、現在の受注業者から落札業者への引継期間を十分確保できるよう検討していきたい。
8 「登記所備付地図作成作業請負契約」 (一般競争入札) 契約金額 53,900,000 円 支出負担行為担当官 仙台北務局長 「登記所備付地図作成作業請負契約」 (一般競争入札) 契約金額 65,450,000 円 支出負担行為担当官 大分地方法務局長 「震災復興型登記所備付地図作成作業請負契約」 (一般競争入札) 契約金額 86,900,000 円 支出負担行為担当官	

仙台法務局長 「登記所備付地図作成作業請負契約」 (一般競争入札) 契約金額 30,635,000 円 支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 【諏訪座長】 令和4年6月に開催された第22回法務省契約監視会議において、一者応札案件として審議された案件のフォローアップについて説明されたい。 【諏訪座長】 一者応札が解消された仙台法務局の登記所備付地図作成作業請負契約について、改善事例として審議を行うので、案件の説明をお願いしたい。	(事務局) 今回のフォローアップ案件4件はいずれも法務局における登記所備付地図作成作業の請負契約である。第22回会議での御意見等を踏まえ、入札手続の開始時期を早めるなど一者応札解消に向けた取組を行った結果、2案件につき複数者応札となり、一者応札が解消された。一方、今回も一者応札となっている案件については、引き続き一者応札解消に向けた取組を継続することとしている。 (回答) 法務局では地目、地積といった不動産の物理的状況と権利関係を記録した登記記録を備えており、登記記録だけでは把握することができない現地の位置関係や土地の区画、形状を把握するための地図も備え付けることが不動産登記法で規定されているところ、土地の調査、測量の上、当該地図を作成する委託事業が本案件である。 第22回会議での御指摘を踏まえ、一者応札の解消に向けて、電子調達システム等を用いて幅広く周知広報を行ったほか、履行期間の確保のため、入札手続の開始を早めるなどの取組を行った結果、入札説明書配布者数、入札者数のいずれも、前回より増加し、一者応札が解消された。
---	--

【法務省調達改善計画関連】 「令和 5 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）」について	事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。
--	--